

平成 22 年 4 月 1 日 規程第 4 号
(改正) 平成 25 年 3 月 21 日 規程第 2 号
(改正) 平成 30 年 3 月 12 日 規程第 8 号

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員退職手当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、山梨県職員又は法人職員を退職後、引き続き、役員となった者、法人職員が役員を兼ねている場合及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項の規定により解任されたとき（同項第一号に該当して解任された場合を除く。）は退職手当を支給しない。

2 前項の規定による退職手当の支給は、役員の任期ごとに行う。

(退職手当の支払)

第 3 条 前条第 1 項の規定による退職手当は、同項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。ただし、死亡により退任した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第 4 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、退任し、解任され又は死亡した日におけるその者の基本報酬月額に 100 分の 81.1 を乗じて得た額とする。

2 退職手当の算定の基礎となる在職期間に 1 月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(雑則)

第 5 条 役員の退職手当の支給方法、支給制限等については、この規程に定めるもののほか、職員の例による

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年規程第 2 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年規程第 8 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。